

富士市物品購入等公募型指名競争入札案件

1. 契 約 番 号 5083000257
2. 件 名 p H計
3. 納 入 場 所 クリーンセンターききょう
4. 納 入 期 限 令和9年3月12日
5. 概 要 別紙案件概要のとおり
6. 申請書提出期限 令和8年9月25日
7. その他参加に必要な条件等
 - (1) 富士市の物品買入れ等に係る競争入札参加資格を受けていること。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (3) 富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止の期間中でないこと。
 - (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (5) 当該物品調達に係る営業に関し、必要とする許可、認可を得ていること。
 - (6) 静岡県内の本社または支店、営業所での登録者であること。

富士市物品購入等公募型指名競争入札参加申請書

上記の物品購入等の指名競争入札について、参加に必要な条件等を満たしており、入札に参加したいので申請します。

(あて先) 富士市長

令 和 年 月 日

住 所
商 号
氏 名

- ・ 本申請書を持参またはファクシミリにより、契約検査課に提出してください。
提出先 富士市財政部契約検査課 FAX 0545-53-0909
- ・ 送信票は、必要ありません。この申請書のみ（1枚）をFAX送信してください。
- ・ 審査の結果については、後日通知します。
なお、通知等は入札参加資格審査申請書に記載されているメールアドレス宛に送付します。
メールアドレスの登録のない方については、郵送にて送付します。
申請書提出期限から7営業日を過ぎても通知が届かない場合にはお問い合わせをお願いします。

5083000257 pH計 案件概要 (1 / 2)

1. 品名・数量

No.	品 名	数量・単位
1	pH計 (4線式) 東亜ディーケーケー(株) HBM-160B型 (構成機器一式含む)	2組

※同等品可 ・仕様が同等であること

- ・変換器～計装盤～中央監視室間の信号線 (2線)、変換器架台 (50Aパイプ独立架台)、検出器保護管 (東亜ディーケーケー(株) HC-G95対応品) は既設のものを使用すること。既設の設備が利用できない場合は、新規で用意すること。
- ・既存設備の確認のために現場確認を行うこと。現場確認を行う際は、事前に生活排水対策課に連絡し、日時を調整すること。

同等品の場合は、事前に参考品と比較できる資料 (カタログのコピー等、品番確認のできるもの) を作成した上で、担当者に説明し承認を得ること。同等品の確認には時間を要するので (即日回答はできません)、入札日の2営業日前までに資料を提出すること。

2. 条 件

- ・pH計1組の構成機器は以下のとおり。※それぞれに標準付属品を含むこと。

(1) 変換器	HBM-160B型	1台
(2) pH電極	GSS-304B型 (KCL無補給式)	1個
(3) pH校正4-7キット	6531680K	1個

[参考品仕様]

- ・測定単位: 0～14 0.01pH単位
- ・伝送出力: DC4～20mA 負荷抵抗: 650Ω以下
- ・消費電力: AC100～240V 50/60Hz
- ・警報 (接点) 出力: 2点 (2回路 C接点)
- ・アレスター内臓: 有
- ・50Aパイプ取付用
- ・洗浄機能: 無し
- ・フード: 無し
- ・構造: 屋外設置、防塵・防噴流型 (IP65相当)

[搬入設置・接続調整・取扱説明、旧品撤去等]

- ・既設2線式から4線式(ACフリー電源)に変更を行うこと。
- ・指定場所への梱包輸送、新規機器設置、接続調整(モニターと手分析のクロスチェック)、既設撤去(2台)、撤去機器処分を行うこと。
- ・クリーンセンターききょう処理棟2階脱臭機室に設置すること。
- ・変換器～計装盤～中央監視室間の信号線(2線)等は既設のものを使用すること。
- ・変換器架台(50Aパイプ独立架台)は既設のものを使用すること。
- ・検出器保護管(東亜ディーケーケー(株) HC-G95対応品)は既設のものを使用すること。
- ・旧品撤去後マニフェストを提出すること。
- ・機器入れ替えに伴う一連の流れが確認できる作業写真を提出すること。
- ・検査成績書(製造会社発行)、取扱説明書、校正報告書を提出すること。
- ・設置後、試運転確認を行い、直ちに測定が開始できる状態にすること。

3. その他

- ・梱包輸送、新規機器設置、接続調整、旧品撤去処分(2台)、取扱説明に係る費用を含むこと。
- ・取扱説明は、職員又は職員が指定する施設管理受託業者に対して、職員の指示する場所にて実施すること。(取扱、保守手順を簡便に記載した説明資料を作成し、説明時に2部提出すること。)
※市が現に保有する機種と操作方法が同じである等の理由により、実機による取扱説明が不要となる場合も、説明資料は提出すること。
- ・測定器本体及び納品した消耗品を含む付属品の保証期間は1年間とする。(保証期間内に生じた故障、初期不良、製品の欠陥に基づく不具合によって修理・交換等の対応が必要になった場合の部品代、技術料、その他費用は無償とすること。)
- ・保証期間内に測定器に故障が生じた場合は、迅速に対応し、欠測時間を最小限とすること。修繕等に要する部品および消耗品は遅くとも発注後3週間を目途に納品できる体制であること。
- ・保証期間内に職員又は職員が指定する施設管理受託業者が機器の維持管理、性能向上等のため助言を求めた場合、適切な技術的助言を行うこと。
- ・現場確認を行う場合は、事前に生活排水対策課に連絡し、日時を調整すること。
- ・納品等は平日(土・日・祝日の納入は認めません)8:30～17:00の間に行うこと。
- ・その他詳細については、職員の指示によること。

※仕様に関する問い合わせ先 生活排水対策課 増田 TEL0545-67-2850